

改正後	改正前	改正内容										
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 369 1232 1843"> <tr> <td data-bbox="178 369 455 413">番号 16</td> <td data-bbox="455 369 1232 413">事業名 農村地域防災減災事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 413 1232 683"> 1 目的 農村地域における総合的な防災・減災対策の実施にあたって必要となる農業水利施設の安全対策を緊急的に推進するため、予算の範囲内で補助する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 683 1232 954"> 2 補助対象者 市町村 土地改良区 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 954 1232 1489"> 3 補助対象経費 市町村及び土地改良区が農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)を行う場合における当該事業に要する経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1489 1232 1843"> 4 補助率 100 分の 50 以内 中山間地域の場合(急傾斜畑地帯を除く) 100 分の 55 以内 </td> </tr> </table>	番号 16	事業名 農村地域防災減災事業	1 目的 農村地域における総合的な防災・減災対策の実施にあたって必要となる農業水利施設の安全対策を緊急的に推進するため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村 土地改良区		3 補助対象経費 市町村及び土地改良区が農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)を行う場合における当該事業に要する経費		4 補助率 100 分の 50 以内 中山間地域の場合(急傾斜畑地帯を除く) 100 分の 55 以内		<p>(追加)</p>	
番号 16	事業名 農村地域防災減災事業											
1 目的 農村地域における総合的な防災・減災対策の実施にあたって必要となる農業水利施設の安全対策を緊急的に推進するため、予算の範囲内で補助する。												
2 補助対象者 市町村 土地改良区												
3 補助対象経費 市町村及び土地改良区が農村地域防災減災事業(農業水利施設危機管理対策事業)を行う場合における当該事業に要する経費												
4 補助率 100 分の 50 以内 中山間地域の場合(急傾斜畑地帯を除く) 100 分の 55 以内												

改正後	改正前	改正内容								
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="175 369 1168 1837"> <tr> <td data-bbox="175 369 441 411">番号 17</td> <td data-bbox="441 369 1168 411">事業名 農地耕作条件改善事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 411 1168 625"> 1 目的 地域計画を策定した区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策を推進し、農業競争力の強化を図るための計画策定や基盤整備等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 625 1168 1213"> 2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、3の1の(2)のサに掲げるものに限る) 農業法人等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 1213 1168 1837"> 3 補助対象経費 市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地耕作条件改善事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 1 農地集積促進支援 (1)定額助成 ア 区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 客土 カ 除礫 キ 更新整備 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費 </td> </tr> </table>	番号 17	事業名 農地耕作条件改善事業	1 目的 地域計画を策定した区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策を推進し、農業競争力の強化を図るための計画策定や基盤整備等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、3の1の(2)のサに掲げるものに限る) 農業法人等		3 補助対象経費 市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地耕作条件改善事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 1 農地集積促進支援 (1)定額助成 ア 区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 客土 カ 除礫 キ 更新整備 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費		<p>(追加)</p>	
番号 17	事業名 農地耕作条件改善事業									
1 目的 地域計画を策定した区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病虫害対策を推進し、農業競争力の強化を図るための計画策定や基盤整備等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。										
2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、3の1の(2)のサに掲げるものに限る) 農業法人等										
3 補助対象経費 市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地耕作条件改善事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 1 農地集積促進支援 (1)定額助成 ア 区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 客土 カ 除礫 キ 更新整備 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費										

改正後	改正前	改正内容
<p>(2)定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ 管理省力化支援 サ 条件改善促進支援 シ 指導 ス 機構集積推進費 ※ (1)のケ、(2)のサ～スを実施する場合、(1)のア～クもしくは(2)のア～ケのいずれかを実施しなければならない。</p> <p>2 高収益作物転換支援 1に掲げるもの及び (1)定額助成 ア 高収益作物転換推進費 イ 新植・改植等支援 ウ 幼木管理支援 エ 経営継続発展支援 オ 園芸作物モデル産地形成支援 (2)定率助成 ア 小規模園地整備 イ 高収益作物導入支援 ウ 高収益作物導入促進費 エ 高収益作物導入推進費 ※ (1)のア～オ、(2)のイ～エを実施する場合、1の(1)のア～クもしくは1の(2)のア～ケ、2の(2)のアのいずれかを実施しなければならない。</p> <p>3 スマート農業導入支援 1に掲げるもの及び (1)定率助成 ア RTK-GNSS 基地局整備 イ 先進的省力化技術導入支援 ウ 調査・調整、実施計画策定支援</p>		

改正後	改正前	改正内容
<p>4 病害虫対策支援 1に掲げるもの及び (1)定額助成 ア 反転耕 イ 混層耕 ウ 堆肥施用 エ 明渠排水</p> <p>5 水田貯留機能向上支援 1に掲げるもの</p> <p>6 土地利用調整支援 1に掲げるもの及び (1)定率助成 粗放的農地利用整備</p>		
<p>4 補助率</p> <p>3の1(1)、2(1)、3の4、3の5 別記のとおり</p> <p>3の1(2)100分の50以内、ただし、営農用水を除き(2)アを実施するものにあたっては、100分の64以内</p> <p>3の1(2)ス 100分の7.5以内 100分の12.5以内</p> <p>3の2(2)ア、イ 100分の55以内 100分の50以内(中山間地域の場合 100分の55以内)</p> <p>3の2(2)ウ 100分の12.5以内</p> <p>3の2(2)エ 100分の7.5以内 100分の12.5以内</p> <p>3の3 100分の50以内 (中山間地域の場合 100分の55以内)</p> <p>3の6 100分の50以内 (中山間地域の場合 100分の55以内)</p> <p>別記 補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。</p> <p>1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積(施工対象の耕地面積。湧水処理にあつては施工延長)に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。 なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。</p> <p>2 助成単価は次のとおりとする。</p>		

改 正 後		改 正 前		改正内容
区 分	交付単価			
区画拡大(水路の変更を伴わないもの)		-		
高低差が 10cm を超える場合	275,000 円/10a 【200,000 円/10a】			
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行う場合	255,000 円/10a 【185,000 円/10a】			
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行わない場合	70,000 円/10a 【60,000 円/10a】			
畦畔除去のみの場合	40,000 円/100m 【40,000 円/100m】			
緩傾斜化	110,000 円/10a 【75,000 円/10a】			
区画拡大(水路の変更を伴うもの)		-		
高低差が 10cm を超える場合	465,000 円/10a 【330,000 円/10a】			
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行う場合	470,000 円/10a 【330,000 円/10a】			
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行わない場合	255,000 円/10a 【185,000 円/10a】			
暗渠排水		-		
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	225,000 円/10a 【165,000 円/10a】			
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	220,000 円/10a 【160,000 円/10a】			
トレンチャ工法を用いる場合	180,000 円/10a 【135,000 円/10a】			
地下かんがいを導入する場合	40,000 円/10a 加算			

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後		改正前	改正内容
本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合	35,000 円/10a 加算		
外注により実施設計を行う場合	20,000 円/10a 加算		
湧水処理	—		
表土扱いを行う場合	240,000 円/100m 【170,000 円/100m】		
表土扱いを行わない場合	230,000 円/100m 【165,000 円/100m】		
末端畑地かんがい施設	—		
樹園地の場合	350,000 円/10a 【245,000 円/10a】		
樹園地以外の畑地	215,000 円/10a 【150,000 円/10a】		
給水栓設置のみの場合	25,000 円/1 箇所 【20,000 円/1 箇所】		
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	70,000 円/10m 【50,000 円/10m】		
客土	275,000 円/10a 【190,000 円/10a】		
除礫	250,000 円/10a 【170,000 円/10a】		
更新整備	—		
用水路	150,000 円/10m 【105,000 円/10m】		
排水路	280,000 円/10m 【205,000 円/10m】		
農作業道	125,000 円/10m 【85,000 円/10m】		
畦畔	160,000 円/100m 【110,000 円/100m】		
排水口	50,000 円/1 箇所		

改正後	改正前	改正内容																																						
<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">【35,000円/1箇所】</td> </tr> <tr> <td>畑作転換工</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>額縁排水溝</td> <td style="text-align: right;">15,000円/100m 【10,000円/100m】</td> </tr> <tr> <td>酸度矯正</td> <td style="text-align: right;">5,000円/10a 【5,000円/10a】</td> </tr> <tr> <td>病虫害対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>反転耕</td> <td style="text-align: right;">300,000円/10a 【220,000円/10a】</td> </tr> <tr> <td>混層耕</td> <td style="text-align: right;">25,000円/10a 【15,000円/10a】</td> </tr> <tr> <td>堆肥施用</td> <td style="text-align: right;">35,000円/10a 【20,000円/10a】</td> </tr> <tr> <td>明渠排水</td> <td style="text-align: right;">15,000円/100m 【10,000円/100m】</td> </tr> <tr> <td>条件改善推進費</td> <td>年上限額を3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>高収益作物転換推進費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合</td> <td>年上限額を3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合</td> <td>年上限額を4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合</td> <td>年上限額を5,000,000円</td> </tr> <tr> <td>新植・改植支援</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>慣行樹形等への新植・改植</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植</td> <td style="text-align: right;">新植 210,000円/10a 改植 230,000円/10a</td> </tr> <tr> <td>りんごのわい化栽培への新植・改植</td> <td style="text-align: right;">新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a</td> </tr> </table>		【35,000円/1箇所】	畑作転換工	-	額縁排水溝	15,000円/100m 【10,000円/100m】	酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】	病虫害対策		反転耕	300,000円/10a 【220,000円/10a】	混層耕	25,000円/10a 【15,000円/10a】	堆肥施用	35,000円/10a 【20,000円/10a】	明渠排水	15,000円/100m 【10,000円/100m】	条件改善推進費	年上限額を3,000,000円	高収益作物転換推進費		受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円	受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円	受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円	新植・改植支援	-	果樹	-	慣行樹形等への新植・改植	-	うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円/10a 改植 230,000円/10a	りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a		
	【35,000円/1箇所】																																							
畑作転換工	-																																							
額縁排水溝	15,000円/100m 【10,000円/100m】																																							
酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】																																							
病虫害対策																																								
反転耕	300,000円/10a 【220,000円/10a】																																							
混層耕	25,000円/10a 【15,000円/10a】																																							
堆肥施用	35,000円/10a 【20,000円/10a】																																							
明渠排水	15,000円/100m 【10,000円/100m】																																							
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円																																							
高収益作物転換推進費																																								
受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円																																							
受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円																																							
受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円																																							
新植・改植支援	-																																							
果樹	-																																							
慣行樹形等への新植・改植	-																																							
うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	新植 210,000円/10a 改植 230,000円/10a																																							
りんごのわい化栽培への新植・改植	新植 320,000円/10a 改植 330,000円/10a																																							

改 正 後		改 正 前		改正内容
	ぶどう(加工用)の垣根栽培への新植・改植	新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a		
	主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)の新植・改植 (ただし、上記の新植・改植の場合は除く)	新植 150,000 円/10a 改植 170,000 円/10a		
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内		
	省力樹形への新植・改植	—		
	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への新植・改植	新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a		
	高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)への新植・改植	新植 520,000 円/10a 改植 530,000 円/10a		
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への新植・改植	新植 1,080,000 円/10a 改植 1,110,000 円/10a		
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・改植	新植 990,000 円/10a 改植 1,000,000 円/10a		
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)への新植・改植	新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a		
	朝日ロンバス方式(りんご)への新植・改植	新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a		
	V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)への新植・改植	新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a		
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内		
	茶の新植・改植	新植 120,000 円/10a 改植 152,000 円/10a		
	幼木管理支援	—		
	果樹に係るもの	220,000 円/10a		

改正後	改正前	改正内容																										
<table border="1" data-bbox="334 369 1105 768"> <tr> <td>茶に係るもの</td> <td>141,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>経営継続発展支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大苗の育成支援</td> <td>200,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>代替農地での営農支援</td> <td>280,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>省力技術研修支援</td> <td>30,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>園芸作物モデル産地形成支援</td> <td>年上限額を 3,000,000 円</td> </tr> </table> <p data-bbox="186 871 1141 1186">実施結果報告時までに、中心経営体(地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。)第 19 条に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤法第 19 条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)第2条第4項第1号ハに定める組織)、市町村基本構想(基盤法第6条第1項に定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。)をいう。)に集約されている受益地又は集約されることが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="334 1219 1141 1843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画拡大(水路の変更を伴わないもの)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高低差が 10cm を超える場合</td> <td>330,000 円/10a 【240,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td>高低差が 10cm 以下で表土扱いを行う場合</td> <td>305,000 円/10a 【220,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td>高低差が 10cm 以下で表土扱いを行わない場合</td> <td>80,000 円/10a 【70,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td>畦畔除去のみの場合</td> <td>45,000 円/100m 【45,000 円/100m】</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜化</td> <td>130,000 円/10a 【 90,000 円/10a】</td> </tr> </tbody> </table>	茶に係るもの	141,000 円/10a	経営継続発展支援	—	大苗の育成支援	200,000 円/10a	代替農地での営農支援	280,000 円/10a	省力技術研修支援	30,000 円/10a	園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を 3,000,000 円	区 分	交付単価	区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	—	高低差が 10cm を超える場合	330,000 円/10a 【240,000 円/10a】	高低差が 10cm 以下で表土扱いを行う場合	305,000 円/10a 【220,000 円/10a】	高低差が 10cm 以下で表土扱いを行わない場合	80,000 円/10a 【70,000 円/10a】	畦畔除去のみの場合	45,000 円/100m 【45,000 円/100m】	緩傾斜化	130,000 円/10a 【 90,000 円/10a】		
茶に係るもの	141,000 円/10a																											
経営継続発展支援	—																											
大苗の育成支援	200,000 円/10a																											
代替農地での営農支援	280,000 円/10a																											
省力技術研修支援	30,000 円/10a																											
園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を 3,000,000 円																											
区 分	交付単価																											
区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	—																											
高低差が 10cm を超える場合	330,000 円/10a 【240,000 円/10a】																											
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行う場合	305,000 円/10a 【220,000 円/10a】																											
高低差が 10cm 以下で表土扱いを行わない場合	80,000 円/10a 【70,000 円/10a】																											
畦畔除去のみの場合	45,000 円/100m 【45,000 円/100m】																											
緩傾斜化	130,000 円/10a 【 90,000 円/10a】																											

改正後		改正前	改正内容
区画拡大(水路の変更を伴うもの)	—		
高低差が10cmを超える場合	555,000円/10a 【395,000円/10a】		
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	560,000円/10a 【395,000円/10a】		
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	305,000円/10a 【220,000円/10a】		
暗渠排水	—		
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	270,000円/10a 【195,000円/10a】		
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	260,000円/10a 【190,000円/10a】		
トレンチ工法を用いる場合	215,000円/10a 【160,000円/10a】		
地下かんがいを導入する場合	40,000円/10a 加算		
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	35,000円/10a 加算		
外注により実施設計を行う場合	20,000円/10a 加算		
湧水処理	—		
表土扱いを行う場合	285,000円/100m 【200,000円/100m】		
表土扱いを行わない場合	275,000円/100m 【195,000円/100m】		
末端畑地かんがい施設	—		
樹園地の場合	420,000円/10a 【290,000円/10a】		
樹園地以外の畑地	255,000円/10a 【180,000円/10a】		

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後		改正前	改正内容
給水栓設置のみの場合	30,000 円/1箇所 【20,000 円/1箇所】		
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	80,000 円/10m 【60,000 円/10m】		
客土	330,000 円/10a 【225,000 円/10a】		
除礫	300,000 円/10a 【200,000 円/10a】		
更新整備	—		
用水路	180,000 円/10m 【125,000 円/10m】		
排水路	335,000 円/10m 【245,000 円/10m】		
農作業道	150,000 円/10m 【100,000 円/10m】		
畦畔	190,000 円/100m 【130,000 円/100m】		
排水口	60,000 円/1箇所 【40,000 円/1箇所】		
畑作転換工	—		
額縁排水溝	15,000 円/100m 【10,000 円/100m】		
酸度矯正	5,000 円/10a 【5,000 円/10a】		
条件改善推進費	年上限額を 3,000,000 円		
高収益作物転換推進費			
受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を 3,000,000 円		
受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を 4,000,000 円		

改正後		改正前		改正内容
	受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合		年上限額を 5,000,000 円	
	新植・改植支援		—	
	果樹		—	
	慣行樹形等への新植・改植		—	
	うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植		新植 210,000 円/10a 改植 230,000 円/10a	
	りんごのわい化栽培への新植・改植		新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a	
	ぶどう(加工用)の垣根栽培への新植・改植		新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a	
	主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)の新植・改植(ただし、上記の新植・改植の場合は除く)		新植 150,000 円/10a 改植 170,000 円/10a	
	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植		2分の1以内	
	省力樹形への新植・改植		—	
	超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への新植・改植		新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a	
	高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)への新植・改植		新植 520,000 円/10a 改植 530,000 円/10a	
	根域制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への新植・改植		新植 1,080,000 円/10a 改植 1,110,000 円/10a	
	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・改植		新植 990,000 円/10a 改植 1,000,000 円/10a	
	ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)への新植・改植		新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a	
	朝日ロンバス方式(りんご)への新植・改植		新植 320,000 円/10a 改植 330,000 円/10a	

改正後		改正前		改正内容																						
	<table border="1"> <tr> <td>V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)への新植・改植</td> <td>新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植</td> <td>2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>茶の新植・改植</td> <td>新植 120,000 円/10a 改植 152,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>幼木管理支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>果樹に係るもの</td> <td>220,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>茶に係るもの</td> <td>141,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>経営継続発展支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大苗の育成支援</td> <td>200,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>代替農地での営農支援</td> <td>280,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>省力技術研修支援</td> <td>30,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>園芸作物モデル産地形成支援</td> <td>年上限額を 3,000,000 円</td> </tr> </table>	V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)への新植・改植	新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a	上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内	茶の新植・改植	新植 120,000 円/10a 改植 152,000 円/10a	幼木管理支援	—	果樹に係るもの	220,000 円/10a	茶に係るもの	141,000 円/10a	経営継続発展支援	—	大苗の育成支援	200,000 円/10a	代替農地での営農支援	280,000 円/10a	省力技術研修支援	30,000 円/10a	園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を 3,000,000 円			
V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)への新植・改植	新植 710,000 円/10a 改植 730,000 円/10a																									
上記のいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内																									
茶の新植・改植	新植 120,000 円/10a 改植 152,000 円/10a																									
幼木管理支援	—																									
果樹に係るもの	220,000 円/10a																									
茶に係るもの	141,000 円/10a																									
経営継続発展支援	—																									
大苗の育成支援	200,000 円/10a																									
代替農地での営農支援	280,000 円/10a																									
省力技術研修支援	30,000 円/10a																									
園芸作物モデル産地形成支援	年上限額を 3,000,000 円																									
<p>【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。</p> <p>3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。 助成額=A×10/L×助成単価</p> <p>4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。 (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円(施工延長100メートル当たり1万円)を減額。 (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。 (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。</p> <p>5 更新整備(畦畔)にあつては、幅広畦畔の場合は5万円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m(幅広畦畔の場合は10万円/100m)、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。</p>																										

改正後	改正前	改正内容																		
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 372 1223 1837"> <tr> <td data-bbox="178 372 455 417">番号 18</td> <td data-bbox="455 372 1223 417">事業名 土地改良施設突発事故復旧・防止事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 417 1223 461">1 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 461 1223 596">土地改良事業等によって造成された施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 596 1223 641">2 補助対象者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 641 1223 776">市町村 土地改良区 土地改良区連合</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 776 1223 821">3 補助対象経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 821 1223 1398"> (1) 土地改良施設突発事故復旧事業 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、施設を原形に復旧するため又は従前の効用回復のための措置、緊急応急工事及び当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置を行う場合に要する経費 ア パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きよ、水門、水管理施設(中央管理所)、貯水池(ダム)、貯水池(ため池その他)、頭首工、干拓 イ 地下水利用施設、農道、その他の工種 (2) 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置を行う場合に要する経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1398 1223 1443">4 補助率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1443 1223 1837"> 3(1)ア及び(2) 100分の71以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の76以内 3(1)イ 100分の51以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の56以内 </td> </tr> </table>	番号 18	事業名 土地改良施設突発事故復旧・防止事業	1 目的		土地改良事業等によって造成された施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者		市町村 土地改良区 土地改良区連合		3 補助対象経費		(1) 土地改良施設突発事故復旧事業 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、施設を原形に復旧するため又は従前の効用回復のための措置、緊急応急工事及び当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置を行う場合に要する経費 ア パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きよ、水門、水管理施設(中央管理所)、貯水池(ダム)、貯水池(ため池その他)、頭首工、干拓 イ 地下水利用施設、農道、その他の工種 (2) 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置を行う場合に要する経費		4 補助率		3(1)ア及び(2) 100分の71以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の76以内 3(1)イ 100分の51以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の56以内		<p>(追加)</p>	
番号 18	事業名 土地改良施設突発事故復旧・防止事業																			
1 目的																				
土地改良事業等によって造成された施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図るため、予算の範囲内で補助する。																				
2 補助対象者																				
市町村 土地改良区 土地改良区連合																				
3 補助対象経費																				
(1) 土地改良施設突発事故復旧事業 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、施設を原形に復旧するため又は従前の効用回復のための措置、緊急応急工事及び当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置を行う場合に要する経費 ア パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きよ、水門、水管理施設(中央管理所)、貯水池(ダム)、貯水池(ため池その他)、頭首工、干拓 イ 地下水利用施設、農道、その他の工種 (2) 土地改良施設事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置を行う場合に要する経費																				
4 補助率																				
3(1)ア及び(2) 100分の71以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の76以内 3(1)イ 100分の51以内 中山間地域の場合(特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除く) 100分の56以内																				

改正後	改正前	改正内容																																														
<p><u>別紙</u></p> <table border="1"> <tr> <td>番号 19</td> <td>事業名 農業水路等長寿命化・防災減災事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 補助対象者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村 土地改良区 農業協同組合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 補助対象経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)長寿命化対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)自然災害等対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3)危機管理対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4)ため池防災環境整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5)流域治水対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6)ため池の保全・避難対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(7)施設情報整備・共有化対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 補助率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)長寿命化対策</td> </tr> <tr> <td>水利施設整備(営農用水、スベア資材を除く)</td> <td>100分の64以内 中山間地域の場合 100分の69以内</td> </tr> <tr> <td>水利施設整備(営農用水、スベア資材)</td> <td>100分の50以内 中山間地域の場合 100分の55以内</td> </tr> <tr> <td>機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査</td> <td>定額 (1,000万円を限度とする。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)自然災害等対策</td> </tr> <tr> <td>ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管路等特別対策、施設撤去・廃止、利活用保全</td> <td>100分の68以内 中山間地域の場合 100分の73以内</td> </tr> <tr> <td>農業用河川工作物応急対策、水質保全対策</td> <td>100分の71以内 中山間地域の場合 100分の76以内</td> </tr> <tr> <td>機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価</td> <td>定額</td> </tr> </table>	番号 19	事業名 農業水路等長寿命化・防災減災事業	1 目的		農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者		市町村 土地改良区 農業協同組合		3 補助対象経費		市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費		(1)長寿命化対策		(2)自然災害等対策		(3)危機管理対策		(4)ため池防災環境整備		(5)流域治水対策		(6)ため池の保全・避難対策		(7)施設情報整備・共有化対策		4 補助率		(1)長寿命化対策		水利施設整備(営農用水、スベア資材を除く)	100分の64以内 中山間地域の場合 100分の69以内	水利施設整備(営農用水、スベア資材)	100分の50以内 中山間地域の場合 100分の55以内	機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額 (1,000万円を限度とする。)	(2)自然災害等対策		ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管路等特別対策、施設撤去・廃止、利活用保全	100分の68以内 中山間地域の場合 100分の73以内	農業用河川工作物応急対策、水質保全対策	100分の71以内 中山間地域の場合 100分の76以内	機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価	定額	<p>(追加)</p>	
番号 19	事業名 農業水路等長寿命化・防災減災事業																																															
1 目的																																																
農業水利施設の長寿命化、水管理労力軽減や維持管理コスト低減、機能回復、事故防止及びため池の保全・避難対策等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。																																																
2 補助対象者																																																
市町村 土地改良区 農業協同組合																																																
3 補助対象経費																																																
市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費																																																
(1)長寿命化対策																																																
(2)自然災害等対策																																																
(3)危機管理対策																																																
(4)ため池防災環境整備																																																
(5)流域治水対策																																																
(6)ため池の保全・避難対策																																																
(7)施設情報整備・共有化対策																																																
4 補助率																																																
(1)長寿命化対策																																																
水利施設整備(営農用水、スベア資材を除く)	100分の64以内 中山間地域の場合 100分の69以内																																															
水利施設整備(営農用水、スベア資材)	100分の50以内 中山間地域の場合 100分の55以内																																															
機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額 (1,000万円を限度とする。)																																															
(2)自然災害等対策																																																
ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管路等特別対策、施設撤去・廃止、利活用保全	100分の68以内 中山間地域の場合 100分の73以内																																															
農業用河川工作物応急対策、水質保全対策	100分の71以内 中山間地域の場合 100分の76以内																																															
機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査、安全度評価	定額																																															

改 正 後		改 正 前		改正内容																						
<p>(1,000万円を限度とし、耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、3,000万円を限度とする。)</p>																										
(3)危機管理対策																										
危機管理システム等整備(営農用水を除く)	100分の68以内 中山間地域の場合 100分の73以内																									
危機管理システム等整備(営農用水)	100分の50以内 中山間地域の場合 100分の55以内																									
(4)ため池防災環境整備																										
緊急的な防災対策	定額																									
地域防災上のリスク除去	<p>定額 (1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">堤高</th> <th rowspan="3">①基本</th> <th rowspan="3">②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合</th> <th colspan="2">下流水路の整備延長</th> </tr> <tr> <th>20m以上 500m未満</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m未満</td> <td>1,000万円</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>5m以上 10m未満</td> <td>2,000万円</td> <td>4,000万円</td> <td>7,000万円</td> <td>9,000万円</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> <td>9,000万円</td> <td>11,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合	下流水路の整備延長		20m以上 500m未満	500m以上	5m未満	1,000万円	3,000万円	6,000万円	8,000万円	5m以上 10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円	10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円			
堤高	①基本				②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合	下流水路の整備延長																				
						20m以上 500m未満	500m以上																			
		5m未満	1,000万円	3,000万円		6,000万円	8,000万円																			
5m以上 10m未満	2,000万円	4,000万円	7,000万円	9,000万円																						
10m以上	3,000万円	6,000万円	9,000万円	11,000万円																						
ハード整備の着手促進	定額 (500万円を限度とする。)																									
(5)流域治水対策																										
農業用排水施設整備、危機管理システム等整備、附帯安全施設整備	100分の68以内 中山間地域の場合 100分の73以内																									
管理体制強化対策	定額 (1,000万円を限度とする。)																									

改正後		改正前		改正内容
(6)ため池の保全・避難対策				
ハザードマップ作成		定額		
監視・管理体制の強化				
	地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等	定額 (500万円を限度とする。)		
	地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動	定額 (1,000万円を限度とする。)		
減災対策の実施		定額 (500万円を限度とする。)		
(7)施設情報整備・共有化対策				
農業水利施設情報等の地理情報システム化 100分の50以内				

改正後	改正前	改正内容										
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 367 1229 1850"> <tr> <td data-bbox="178 367 452 415">番号 20</td> <td data-bbox="452 367 1229 415">事業名 団体営実施計画策定事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 415 1229 724"> 1 目的 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において行う実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を支援するため、予算の範囲内で補助する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 724 1229 1033"> 2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1033 1229 1574"> 3 補助対象経費 市町村、土地改良区等が実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を実施する場合に要する経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1574 1229 1850"> 4 補助率 100 分の 50 以内 </td> </tr> </table>	番号 20	事業名 団体営実施計画策定事業	1 目的 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において行う実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を支援するため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者		3 補助対象経費 市町村、土地改良区等が実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を実施する場合に要する経費		4 補助率 100 分の 50 以内		<p>(追加)</p>	
番号 20	事業名 団体営実施計画策定事業											
1 目的 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において行う実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を支援するため、予算の範囲内で補助する。												
2 補助対象者 市町村 土地改良区 農業協同組合 知事が適当と認める者												
3 補助対象経費 市町村、土地改良区等が実施計画策定に必要な諸条件を調査、計画及び設計を実施する場合に要する経費												
4 補助率 100 分の 50 以内												

改正後	改正前	改正内容										
<p><u>別紙</u></p> <table border="1" data-bbox="178 376 1284 1748"> <tr> <td data-bbox="178 376 471 473">番号 21</td> <td data-bbox="471 376 1284 473">事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 473 1284 614">1 目的 施設管理者が行う基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 614 1284 807">2 補助対象者 市町村</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 807 1284 1275">3 補助対象経費 市町村が国営造成施設及び道営造成施設に対し機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1275 1284 1748">4 補助率 100 分の 68 以内</td> </tr> </table>	番号 21	事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))	1 目的 施設管理者が行う基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村		3 補助対象経費 市町村が国営造成施設及び道営造成施設に対し機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費		4 補助率 100 分の 68 以内		<p>(追加)</p>	
番号 21	事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(基幹水利施設保全型))											
1 目的 施設管理者が行う基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。												
2 補助対象者 市町村												
3 補助対象経費 市町村が国営造成施設及び道営造成施設に対し機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費												
4 補助率 100 分の 68 以内												

改正後	改正前	改正内容		
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 369 1256 459"> <tr> <td data-bbox="178 369 460 459">番号 22</td> <td data-bbox="460 369 1256 459">事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調節機能強化型))</td> </tr> </table> <p>1 目的 既存の農業用ダムを活用した洪水調節機能強化のための施設整備やシステム整備等に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>2 補助対象者 市町村 土地改良区 土地改良区連合</p> <p>3 補助対象経費 市町村、土地改良区等が農業水利施設に対し次の対策等を行う場合に要する経費 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 堆砂対策事業 (3) 緊急水管理システム整備事業</p> <p>4 補助率 3(1)及び(2) 100分の71以内 (3) 定額</p>	番号 22	事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調節機能強化型))	<p>(追加)</p>	
番号 22	事業名 水利施設等保全高度化事業 (水利施設整備事業(洪水調節機能強化型))			

改正後	改正前	改正内容		
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 363 1234 409"> <tr> <td data-bbox="178 363 452 409">番号 23、28</td> <td data-bbox="452 363 1234 409">事業名 水利施設管理強化事業</td> </tr> </table> <p>1 目的 国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の発揮を確保するため、予算の範囲内で補助する。</p> <p>2 補助対象者 市町村</p> <p>3 補助対象経費 (1) 市町村が、国営造成施設及びこれと一体不可分な附帯道造成施設を管理する土地改良区等を対象として行う農業水利施設の有する多面的機能の発揮に要する経費。 (2) 市町村が、国営造成施設及びこれと一体不可分な附帯道造成施設において、複数の施設の管理業務、単一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託に要する経費。 (3) 市町村が、連携管理保全計画及び管理強化計画に位置づけられた施設の管理及び整備補修を行う土地改良区等に対し、次の当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる経費。 ア 管理費 イ 整備補修費</p> <p>4 補助率 3(1) 100分の75以内 3(2) 定額 3(3)ア 100分の37.5以内 イ 100分の75以内</p>	番号 23、28	事業名 水利施設管理強化事業	<p>(追加)</p>	
番号 23、28	事業名 水利施設管理強化事業			

改正後	改正前	改正内容										
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 363 1234 1850"> <tr> <td data-bbox="178 363 452 405">番号 24</td> <td data-bbox="452 363 1234 405">事業名 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 405 1234 676"> 1 目的 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等について、予算の範囲内で補助する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 676 1234 946"> 2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 946 1234 1526"> 3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が農業集落排水施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去に要する経費 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去に要する経費 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1526 1234 1850"> 4 補助率 100 分の 50 </td> </tr> </table>	番号 24	事業名 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)	1 目的 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等について、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者		3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が農業集落排水施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去に要する経費 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去に要する経費 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費		4 補助率 100 分の 50		<p>(追加)</p>	
番号 24	事業名 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)											
1 目的 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等を処理する施設の整備等について、予算の範囲内で補助する。												
2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者												
3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が農業集落排水施設整備事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去に要する経費 (2) 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去に要する経費 (3) 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定に要する経費												
4 補助率 100 分の 50												

改正後	改正前	改正内容										
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="175 363 1229 1850"> <tr> <td data-bbox="175 363 460 407">番号 25</td> <td data-bbox="460 363 1229 407">事業名 農村整備事業(計画策定等事業)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 407 1229 633"> 1 目的 農村インフラ施設の保全・強靱化等により農村の持続性向上を図るため、点検・診断、調査、再編・集約及び維持管理の効率化等の検討並びに機能保全計画の策定に対し、予算の範囲内で補助する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 633 1229 1039"> 2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 1039 1229 1657"> 3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が計画策定等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とし、事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定に要する経費 (2) 機能保全計画策定事業 施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む機能保全計画の策定に要する経費 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="175 1657 1229 1850"> 4 補助率 定額 </td> </tr> </table>	番号 25	事業名 農村整備事業(計画策定等事業)	1 目的 農村インフラ施設の保全・強靱化等により農村の持続性向上を図るため、点検・診断、調査、再編・集約及び維持管理の効率化等の検討並びに機能保全計画の策定に対し、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者		3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が計画策定等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とし、事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定に要する経費 (2) 機能保全計画策定事業 施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む機能保全計画の策定に要する経費		4 補助率 定額		<p>(追加)</p>	
番号 25	事業名 農村整備事業(計画策定等事業)											
1 目的 農村インフラ施設の保全・強靱化等により農村の持続性向上を図るため、点検・診断、調査、再編・集約及び維持管理の効率化等の検討並びに機能保全計画の策定に対し、予算の範囲内で補助する。												
2 補助対象者 市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合等の農業法人 農業者等が組織する団体であって知事が適当と認める者												
3 補助対象経費 市町村、一部事務組合等が計画策定等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とし、事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定に要する経費 (2) 機能保全計画策定事業 施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む機能保全計画の策定に要する経費												
4 補助率 定額												

改正後	改正前	改正内容														
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 363 1174 1850"> <tr> <td data-bbox="178 363 441 407">番号 26</td> <td data-bbox="441 363 1174 407">事業名 畑作等促進整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 407 1174 452">1 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 452 1174 537">畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するための水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するため、予算の範囲内で補助する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 537 1174 581">2 補助対象者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 581 1174 1087"> 市町村 土地改良区 土地改良区連合 土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、補助対象経費欄の(2)のセに掲げるものに限る) 農業法人等 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1087 1174 1132">3 補助対象経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="178 1132 1174 1850"> 市町村、土地改良区、農業協同組合等が、畑作等促進整備事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 (1)定額助成 ア ほ場の区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 土層改良 カ 更新整備 キ 畑作転換工 ク 条件改善推進費 ケ 高収益作物転換推進費 コ 新植・改植支援 サ 幼木管理支援 シ 経営継続発展支援 ス 園芸作物モデル産地形成支援 セ 産地形成支援事業 </td> </tr> </table>	番号 26	事業名 畑作等促進整備事業	1 目的		畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するための水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するため、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者		市町村 土地改良区 土地改良区連合 土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、補助対象経費欄の(2)のセに掲げるものに限る) 農業法人等		3 補助対象経費		市町村、土地改良区、農業協同組合等が、畑作等促進整備事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 (1)定額助成 ア ほ場の区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 土層改良 カ 更新整備 キ 畑作転換工 ク 条件改善推進費 ケ 高収益作物転換推進費 コ 新植・改植支援 サ 幼木管理支援 シ 経営継続発展支援 ス 園芸作物モデル産地形成支援 セ 産地形成支援事業		<p>(追加)</p>	
番号 26	事業名 畑作等促進整備事業															
1 目的																
畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するための水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するため、予算の範囲内で補助する。																
2 補助対象者																
市町村 土地改良区 土地改良区連合 土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙5に規定する広域活動組織 農業委員会(ただし、補助対象経費欄の(2)のセに掲げるものに限る) 農業法人等																
3 補助対象経費																
市町村、土地改良区、農業協同組合等が、畑作等促進整備事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 (1)定額助成 ア ほ場の区画拡大 イ 暗渠排水 ウ 湧水処理 エ 末端畑地かんがい施設 オ 土層改良 カ 更新整備 キ 畑作転換工 ク 条件改善推進費 ケ 高収益作物転換推進費 コ 新植・改植支援 サ 幼木管理支援 シ 経営継続発展支援 ス 園芸作物モデル産地形成支援 セ 産地形成支援事業																

改正後	改正前	改正内容				
<p>(2)定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ スマート農業導入支援 コ 小規模圃地整備 サ 粗放的農地利用整備 シ 管理省力化支援 ス 品質向上支援 セ 条件改善促進支援 ソ 高収益作物導入支援 タ 高付加価値農業施設支援 チ 機械作業体系導入支援 ツ 労働生産性向上技術導入支援 テ 指導 ※ (1)のク～セ、(2)のス～テを実施する場合、(1)のア～キもしくは(2)のア～シのいずれかを実施しなければならない。</p> <p>4 補助率</p> <p>3(1)は別記による。 3(2)は100分の50以内、ただし、営農用水を除き(2)アを実施するものにあつては、100分の64以内 (中山間地域の場合 100分の55以内、ただし、営農用水を除き(2)アを実施するものにあつては、100分の69以内)</p> <p>別記1 施設等の整備等の区分に応じて当該事業の受益面積(施工対象の耕地面積)、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに次の2で掲げる助成単価を乗じた額の合計。</p> <p>2 助成単価は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="263 1744 1125 1841"> <thead> <tr> <th data-bbox="263 1744 768 1808">区分</th> <th data-bbox="768 1744 1125 1808">交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="263 1808 768 1841">1 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴わないも</td> <td data-bbox="768 1808 1125 1841"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付単価	1 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴わないも			
区分	交付単価					
1 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴わないも						

改正後	改正前	改正内容																																																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 369 762 401">の)</td> <td data-bbox="762 369 1130 401"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 401 762 465">高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 401 1130 465">250,000 円/10a 【180,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 465 762 529">高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 465 1130 529">235,000 円/10a 【170,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 529 762 593">高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 529 1130 593">60,000 円/10a 【50,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 593 762 656">畦畔撤去のみの場合</td> <td data-bbox="762 593 1130 656">35,000 円/100m 【35,000 円/100m】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 656 762 720">緩傾斜化</td> <td data-bbox="762 656 1130 720">105,000 円/10a 【70,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 720 762 784">2 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴うもの)</td> <td data-bbox="762 720 1130 784"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 784 762 848">高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 784 1130 848">420,000 円/10a 【295,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 848 762 911">高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 848 1130 911">400,000 円/10a 【285,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 911 762 975">高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 911 1130 975">225,000 円/10a 【165,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 975 762 1039">3 暗渠排水</td> <td data-bbox="762 975 1130 1039"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1039 762 1103">バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 1039 1130 1103">190,000 円/10a 【135,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1103 762 1166">バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 1103 1130 1166">170,000 円/10a 【120,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1166 762 1230">トレンチ工法を用い、表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 1166 1130 1230">120,000 円/10a 【85,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1230 762 1294">掘削同意埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 1230 1130 1294">105,000 円/10a 【75,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1294 762 1358">4 湧水処理</td> <td data-bbox="762 1294 1130 1358"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1358 762 1421">表土扱いを行う場合</td> <td data-bbox="762 1358 1130 1421">205,000 円/100m 【140,000 円/100m】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1421 762 1485">表土扱いを行わない場合</td> <td data-bbox="762 1421 1130 1485">185,000 円/100m 【125,000 円/100m】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1485 762 1549">5 末端畑地かんがい施設</td> <td data-bbox="762 1485 1130 1549"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1549 762 1613">樹園地</td> <td data-bbox="762 1549 1130 1613">290,000 円/10a 【205,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1613 762 1676">樹園地以外</td> <td data-bbox="762 1613 1130 1676">185,000 円/10a 【130,000 円/10a】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1676 762 1740">ほ場外からの接続管</td> <td data-bbox="762 1676 1130 1740">65,000 円/10m 【45,000 円/10m】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1740 762 1804">給水栓設置のみの場合</td> <td data-bbox="762 1740 1130 1804">20,000 円/箇所 【15,000 円/箇所】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1804 762 1846">6 土層改良</td> <td data-bbox="762 1804 1130 1846"></td> </tr> </table>	の)		高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	250,000 円/10a 【180,000 円/10a】	高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	235,000 円/10a 【170,000 円/10a】	高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	60,000 円/10a 【50,000 円/10a】	畦畔撤去のみの場合	35,000 円/100m 【35,000 円/100m】	緩傾斜化	105,000 円/10a 【70,000 円/10a】	2 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴うもの)		高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	420,000 円/10a 【295,000 円/10a】	高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	400,000 円/10a 【285,000 円/10a】	高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	225,000 円/10a 【165,000 円/10a】	3 暗渠排水		バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	190,000 円/10a 【135,000 円/10a】	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	170,000 円/10a 【120,000 円/10a】	トレンチ工法を用い、表土扱いを行わない場合	120,000 円/10a 【85,000 円/10a】	掘削同意埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	105,000 円/10a 【75,000 円/10a】	4 湧水処理		表土扱いを行う場合	205,000 円/100m 【140,000 円/100m】	表土扱いを行わない場合	185,000 円/100m 【125,000 円/100m】	5 末端畑地かんがい施設		樹園地	290,000 円/10a 【205,000 円/10a】	樹園地以外	185,000 円/10a 【130,000 円/10a】	ほ場外からの接続管	65,000 円/10m 【45,000 円/10m】	給水栓設置のみの場合	20,000 円/箇所 【15,000 円/箇所】	6 土層改良			
の)																																																		
高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	250,000 円/10a 【180,000 円/10a】																																																	
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	235,000 円/10a 【170,000 円/10a】																																																	
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	60,000 円/10a 【50,000 円/10a】																																																	
畦畔撤去のみの場合	35,000 円/100m 【35,000 円/100m】																																																	
緩傾斜化	105,000 円/10a 【70,000 円/10a】																																																	
2 ほ場の区画拡大(水路の変更を伴うもの)																																																		
高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	420,000 円/10a 【295,000 円/10a】																																																	
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	400,000 円/10a 【285,000 円/10a】																																																	
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	225,000 円/10a 【165,000 円/10a】																																																	
3 暗渠排水																																																		
バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	190,000 円/10a 【135,000 円/10a】																																																	
バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	170,000 円/10a 【120,000 円/10a】																																																	
トレンチ工法を用い、表土扱いを行わない場合	120,000 円/10a 【85,000 円/10a】																																																	
掘削同意埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	105,000 円/10a 【75,000 円/10a】																																																	
4 湧水処理																																																		
表土扱いを行う場合	205,000 円/100m 【140,000 円/100m】																																																	
表土扱いを行わない場合	185,000 円/100m 【125,000 円/100m】																																																	
5 末端畑地かんがい施設																																																		
樹園地	290,000 円/10a 【205,000 円/10a】																																																	
樹園地以外	185,000 円/10a 【130,000 円/10a】																																																	
ほ場外からの接続管	65,000 円/10m 【45,000 円/10m】																																																	
給水栓設置のみの場合	20,000 円/箇所 【15,000 円/箇所】																																																	
6 土層改良																																																		

改正後		改正前		改正内容
	反転耕	280,000 円/10a 【205,000 円/10a】		
	混層耕	20,000 円/10a 【15,000 円/10a】		
	堆肥施用	20,000 円/10a 【15,000 円/10a】		
	明渠排水	15,000 円/100m 【10,000 円/100m】		
	客土	260,000 円/10a 【175,000 円/10a】		
	除礫	235,000 円/10a 【160,000 円/10a】		
7	更新整備			
	用水路	125,000 円/10m 【85,000 円/10m】		
	排水路	220,000 円/10m 【160,000 円/10m】		
	農作業道	115,000 円/10m 【80,000 円/10m】		
	排水口	40,000 円/箇所 【30,000 円/箇所】		
	特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるもの限り、必要な単価を定める		
8	畑作転換工			
	額縁明渠工	15,000 円/100m 【10,000 円/100m】		
	酸度矯正	5,000 円/10a 【5,000 円/10a】		
9	条件改善推進費	単年度当たり 3,000,000 円まで		
10	高収益作物転換推進費			
	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 3,000,000 円まで		
	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 4,000,000 円まで		
	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 5,000,000 円まで		
11	新植・改植等支援	別表に示す単価		
12	幼木管理支援			

改正後		改正前	改正内容																				
	<table border="1"> <tr> <td>果樹に係るもの</td> <td>220,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>茶に係るもの</td> <td>141,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>13 経営継続発展支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大苗の育成支援</td> <td>200,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>代替農地での営農支援</td> <td>280,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>省力技術研修支援</td> <td>30,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>14 園芸作物モデル産地形成支援</td> <td>単年度当たり3,000,000 円まで</td> </tr> <tr> <td>15 産地形成支援事業</td> <td>定率助成に係る交付対象経費に 下に示す割合を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>市町村営:12.5% その他:12.5%</td> </tr> <tr> <td>離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域</td> <td>市町村営:10.0% その他:12.5%</td> </tr> </table>	果樹に係るもの	220,000 円/10a	茶に係るもの	141,000 円/10a	13 経営継続発展支援		大苗の育成支援	200,000 円/10a	代替農地での営農支援	280,000 円/10a	省力技術研修支援	30,000 円/10a	14 園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり3,000,000 円まで	15 産地形成支援事業	定率助成に係る交付対象経費に 下に示す割合を乗じた額	一般	市町村営:12.5% その他:12.5%	離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域	市町村営:10.0% その他:12.5%		
果樹に係るもの	220,000 円/10a																						
茶に係るもの	141,000 円/10a																						
13 経営継続発展支援																							
大苗の育成支援	200,000 円/10a																						
代替農地での営農支援	280,000 円/10a																						
省力技術研修支援	30,000 円/10a																						
14 園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり3,000,000 円まで																						
15 産地形成支援事業	定率助成に係る交付対象経費に 下に示す割合を乗じた額																						
一般	市町村営:12.5% その他:12.5%																						
離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域	市町村営:10.0% その他:12.5%																						
<p>【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。</p> <p>3 2の1～6までにあつては、単価は、受益面積のうち1a 未満又は施工延長のうち 10m 未満を、一筆の農地毎に切り捨てて算出するものとする。また、2の7にあつては、施工延長のうち 10m 未満を切り捨てて算出するものとする。</p> <p>4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成額を減算するものとする。</p> <p>(1) 2の1及び2にあつては、受益面積 10 アール当たり2万5千円(施工延長 100 メートル当たり1万円)を減算。</p> <p>(2) 2の3にあつては、受益面積 10 アール当たり1万5千円を減算。</p> <p>(3) 2の4にあつては、施工延長 100 メートル当たり1万円を減算。</p> <p>5 2の3に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積 10 アール当たり3万円を加算するものとする。</p> <p>6 2の3及び4に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり(4にあつては施工延長 100 メートル当たり)2万円加算するものとする。</p> <p>7 2の3に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり1万5千円を加算するものとする。</p>																							

改正後	改正前	改正内容																										
<p>8 2の3に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積(A)を割り引いて助成額を算出するものとする。</p> <p>助成額=A×10/L×上限単価</p> <p>9 2の1～8を水田地域で実施する場合、上限単価は2の表に掲げる額の2倍を上限とする。</p> <p>10 2の9、10及び14の助成の限度額は、上限単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。</p> <p>11 2の10を実施する場合は、10に示す限度額の範囲内で2の9を実施することができる。</p> <p>12 2の11～14までを実施する場合、他の国庫補助事業による支援を重複して受けまいよう留意すること。</p> <p>13 2の15においては、定率助成の事業種類を水田地域で実施する場合に活用することができる。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="225 975 1127 1835"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 975 845 1072">補助対象となる取組</th> <th data-bbox="845 975 1127 1072">新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1072 845 1136">果樹</td> <td data-bbox="845 1072 1127 1136"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1136 845 1193">慣行樹形等への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1136 1127 1193"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1193 845 1257">1 うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1193 1127 1257">210,000 円/10a (230,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1257 845 1321">2 りんごのわい化栽培への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1257 1127 1321">320,000 円/10a (330,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1321 845 1385">3 ぶどう(加工用)の垣根栽培への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1321 1127 1385">320,000 円/10a (330,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1385 845 1487">4 主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)の新植・改植</td> <td data-bbox="845 1385 1127 1487">150,000 円/10a (170,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1487 845 1551">5 1～4までのいずれの場合にも該当しない新植・改植</td> <td data-bbox="845 1487 1127 1551">2分の1以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1551 845 1615">省力樹形への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1551 1127 1615"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1615 845 1678">1 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1615 1127 1678">710,000 円/10a (730,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1678 845 1742">2 高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1678 1127 1742">520,000 円/10a (530,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1742 845 1806">3 根城制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への新植・改植</td> <td data-bbox="845 1742 1127 1806">1,080,000 円/10a (1,110,000 千円/10a)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1806 845 1835">4 根城制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・改</td> <td data-bbox="845 1806 1127 1835">990,000 円/10a</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象となる取組	新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)	果樹		慣行樹形等への新植・改植		1 うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	210,000 円/10a (230,000 千円/10a)	2 りんごのわい化栽培への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)	3 ぶどう(加工用)の垣根栽培への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)	4 主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)の新植・改植	150,000 円/10a (170,000 千円/10a)	5 1～4までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内	省力樹形への新植・改植		1 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への新植・改植	710,000 円/10a (730,000 千円/10a)	2 高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)への新植・改植	520,000 円/10a (530,000 千円/10a)	3 根城制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への新植・改植	1,080,000 円/10a (1,110,000 千円/10a)	4 根城制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・改	990,000 円/10a		
補助対象となる取組	新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)																											
果樹																												
慣行樹形等への新植・改植																												
1 うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	210,000 円/10a (230,000 千円/10a)																											
2 りんごのわい化栽培への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)																											
3 ぶどう(加工用)の垣根栽培への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)																											
4 主要果樹(かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。)の新植・改植	150,000 円/10a (170,000 千円/10a)																											
5 1～4までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内																											
省力樹形への新植・改植																												
1 超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)への新植・改植	710,000 円/10a (730,000 千円/10a)																											
2 高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)への新植・改植	520,000 円/10a (530,000 千円/10a)																											
3 根城制限栽培(うんしゅうみかん等のかんきつ類)への新植・改植	1,080,000 円/10a (1,110,000 千円/10a)																											
4 根城制限栽培(ぶどう、なし、もも等)への新植・改	990,000 円/10a																											

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後			改正前			改正内容
	植	(1,000,000 千円/10a)				
	5 ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)				
	6 朝日ロンバス方式(りんご)への新植・改植	320,000 円/10a (330,000 千円/10a)				
	7 V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも、おうとう、かき等)への新植・改植	710,000 円/10a (730,000 千円/10a)				
	8 1～7までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内				
	茶の新植・改植	120,000 円/10a (152,000 千円/10a)				

改正後	改正前	改正内容										
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="178 369 1256 459"> <tr> <td data-bbox="178 369 460 459">番号 27</td> <td data-bbox="460 369 1256 459">事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業経営高度化支援事業)</td> </tr> </table> <p>1 目的 農業生産基盤整備事業などの実施に伴い、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> <p>2 補助対象者 市町村 北海道土地改良事業団体連合会 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人</p> <p>3 補助対象経費 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 市町村、北海道土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人が、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費</p> <p>4 補助率 100 分の 62.5 以内 補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="233 1470 1050 1657"> <thead> <tr> <th data-bbox="233 1470 762 1518">農業生産基盤整備事業等の受益面積区分</th> <th data-bbox="762 1470 1050 1518">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="233 1518 762 1566">60 ヘクタール未満</td> <td data-bbox="762 1518 1050 1566">1,500 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1566 762 1615">60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満</td> <td data-bbox="762 1566 1050 1615">2,000 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 1615 762 1657">200 ヘクタール以上</td> <td data-bbox="762 1615 1050 1657">4,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>	番号 27	事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業経営高度化支援事業)	農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額	60 ヘクタール未満	1,500 千円	60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満	2,000 千円	200 ヘクタール以上	4,000 千円	<p>(追加)</p>	
番号 27	事業名 農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業経営高度化支援事業)											
農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額											
60 ヘクタール未満	1,500 千円											
60 ヘクタール以上 200 ヘクタール未満	2,000 千円											
200 ヘクタール以上	4,000 千円											

改 正 後	改 正 前	改正内容																		
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="172 363 1201 1843"> <tr> <td data-bbox="172 363 447 405">番号 31</td> <td data-bbox="447 363 1201 405">事業名 農業生産基盤情報通信環境整備事業</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 405 1201 448">1 目的</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 448 1201 583">農村地域における生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化の促進を図るため、情報通信環境を整備する取組に対し、予算の範囲内で補助する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 583 1201 625">2 補助対象者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 625 1201 1020">市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 土地改良区連合 土地改良事業団体連合会 農業者の組織する団体 地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1020 1201 1062">3 補助対象経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1062 1201 1545">市町村等が情報通信環境整備を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 計画策定事業に要する経費 情報通信環境整備に必要な調査、計画策定、専門家の派遣・ワークショップ、先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討、運用手法の検討、情報通信の知見に長けた人材育成研修の実施に要する経費 (2) 施設整備事業に要する経費 ア 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、情報通信施設及び附帯設備等の整備に要する経費 イ 上記の通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備に要する経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1545 1201 1588">4 補助率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="172 1588 1201 1843">3(1) 定額 3(2) 2分の1(中山間地域の場合 10分の5.5)</td> </tr> </table>	番号 31	事業名 農業生産基盤情報通信環境整備事業	1 目的		農村地域における生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化の促進を図るため、情報通信環境を整備する取組に対し、予算の範囲内で補助する。		2 補助対象者		市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 土地改良区連合 土地改良事業団体連合会 農業者の組織する団体 地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会		3 補助対象経費		市町村等が情報通信環境整備を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 計画策定事業に要する経費 情報通信環境整備に必要な調査、計画策定、専門家の派遣・ワークショップ、先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討、運用手法の検討、情報通信の知見に長けた人材育成研修の実施に要する経費 (2) 施設整備事業に要する経費 ア 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、情報通信施設及び附帯設備等の整備に要する経費 イ 上記の通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備に要する経費		4 補助率		3(1) 定額 3(2) 2分の1(中山間地域の場合 10分の5.5)		(追加)	
番号 31	事業名 農業生産基盤情報通信環境整備事業																			
1 目的																				
農村地域における生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化の促進を図るため、情報通信環境を整備する取組に対し、予算の範囲内で補助する。																				
2 補助対象者																				
市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 土地改良区連合 土地改良事業団体連合会 農業者の組織する団体 地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会																				
3 補助対象経費																				
市町村等が情報通信環境整備を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 計画策定事業に要する経費 情報通信環境整備に必要な調査、計画策定、専門家の派遣・ワークショップ、先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討、運用手法の検討、情報通信の知見に長けた人材育成研修の実施に要する経費 (2) 施設整備事業に要する経費 ア 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、情報通信施設及び附帯設備等の整備に要する経費 イ 上記の通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備に要する経費																				
4 補助率																				
3(1) 定額 3(2) 2分の1(中山間地域の場合 10分の5.5)																				

改 正 後	改 正 前	改正内容
<p><u>別紙</u></p> <p>別紙において、「中山間地域の場合」とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))をいう。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)、急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。))又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。))において行うものである場合をいう。</p>	<p>(追加)</p>	

農業農村整備事業補助金等の交付事務取扱要領 新旧対照表

改正後

改正前
改正内容

別表

(追加)

指 行 番 号	事 業 名	交付申請(別記様式)											其 他 報 告 (別記様式)																	
		2-1	2-2	2-3	2-4	2-7	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12	2-1	2-3	2-5	2-6	2-8	2-9	2-10	2-11	2-12	2-13	2-14	2-15	2-16	2-17	2-18	2-19	2-20	2-21	2-22
1	土地改良区域総合強化対策事業	○	○	○	○	○						○	○	○	○															○
2	国庫道路施設管理体制作成促進事業(造作経費型)				○	○								○							○									○
3	農業実用治水事業				○			○						○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	農村水利施設管理事業	○	○	○	○							○	○	○	○															○
5	農地整備事業(農業経営高度化支援事業)				○	○	○						○	○	○						○									○
6	水利施設等整備事業(農村水利施設保全型)				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型)				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	土地改良施設FPC等建築物の促進対策事業	○	○	○	○	○						○	○	○	○															○
9	経営体質促進施設等整備事業				○	○		○						○							○									○
10	水利施設等保全高度化事業(閉鎖型)				○	○		○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	水利施設等保全高度化事業(農業経営高度化支援事業)				○	○		○						○	○	○					○									○
12	水利施設等整備事業(農業経営高度化支援事業)				○	○	○							○	○	○					○									○
13	農業基盤整備促進事業				○	○			○					○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	農産物生産計画策定事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	水利用調整事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	農村地域防犯対策事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	農地耕作条件改善事業				○	○				○				○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	土地改良施設突発事故巡回・防止事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	農業水圏等長寿化・防災対策事業				○	○		○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	国庫農業施設計画策定事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(農村水利施設保全型))				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	水利施設等保全高度化事業(水利施設整備事業(治水調整機能強化型))				○	○		○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	水利施設管理強化事業				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	農村整備事業(農業実用治水施設整備事業)				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	農村整備事業(計画策定事業)				○			○						○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	耕作等促進整備事業				○	○				○				○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	農地申請管理機能強化農地整備事業(農業経営高度化支援事業)				○	○	○							○	○	○					○									○
31	農業生産施設情報連携環境整備事業	○	○	○	○	○							○	○	○	○														

※申請者が地方公共団体である場合、実額をもって申請する場合及び建設工事の場合を除く